

岐阜市 経農第1197号
令和7年12月4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岐阜市長 柴橋 正直

市町村名 (市町村コード)	岐阜市 (21201)
地域名 (地域内農業集落名)	日置江地区 (高河原・次木・日置江・茶屋新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	<u>令和7年11月18日</u> (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手への農地の集積は徐々に進んでいるが、各担い手が耕作している農地が点在しており、効率的な耕作が行われているとは言えない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻のほか、いちごや花きの栽培にも引き続き取り組む。
認定農業者や集落営農組織が担うほか、入作を希望する認定農業者等があれば共に担っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	<u>79.27</u> ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	<u>79.27</u> ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者や集落営農組織が担うほか、入作を希望する認定農業者等があれば共に担っていく。各担い手へどのように集約していくのかを話し合い等を通じて検討していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

次木地区の苗場について畦畔除去を進め、効率の良い耕作に努めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

人手不足に対応するため、地元出身者やその親族及びその他、外部からの人材を受け入れし、地域での育成に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤後継者就農によるイチゴの栽培を行っている。

⑦耕作放棄地の減少を目指し、農地の維持に努める。